

令和5年度

岐阜県立多治見病院
臨床研修プログラム

地方独立行政法人
岐阜県立多治見病院

岐阜県立多治見病院 臨床研修プログラム目次

：臨床研修病院としての役割と理念・基本方針

I. 臨床研修病院としての役割	1
II. 研修理念	1
III. 基本方針	1
IV. 臨床研修病院としての特徴	1

：岐阜県立多治見病院臨床研修プログラム

I. プログラム名称	2
II. プログラムの目的と特徴	2
III. プログラムの到達目標	2
IV. プログラムの責任者と施設の概要	6
V. 研修医の指導に当たる者	8
VI. 臨床研修管理委員会	9
VII. 定員・募集及び採用の方法	9
VIII. 勤務時間及び休暇	9
IX. 臨床研修の修了基準・修了認定	9
X. プログラム修了後のコース	10
X I. 処遇	10

『臨床研修の到達目標』について

岐阜県立多治見病院臨床研修プログラム 各科カリキュラム

岐阜県立多治見病院臨床研修プログラム

：臨床研修病院としての役割と理念・基本方針

I. 臨床研修病院としての役割

岐阜県東濃地域における公的中核病院として質の高い医療を県民に提供するとともに、全国で、また、地域医療で広く社会の医療福祉に貢献できる人材を育成する。

II. 研修理念

岐阜県立多治見病院の研修を通して、医師（歯科医師）としての人格を涵養し、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、将来専門とする分野に関わらず臨床に必要な基本的診療能力（態度、技能、知識）を習得し、遭遇するいかなる状況においても適切な全人的医療をチームのスタッフと協力しながら提供できる医師（歯科医師）を目指す。

III. 基本方針

次のような資質を備えた医療人を育成する。

- （１）医師（歯科医師）である前に、社会人であることを自覚して行動する。研修医として多くの人と接する機会が多く、コミュニケーション能力を育てることが必要である。
- （２）医学、医療の全般にわたる広い視野と高い見識を持ち、常に最新の科学的妥当性に基づきながら、臨床に必要なプライマリケアの基本的診療能力（態度、技能、知識）を習得する。
- （３）患者の立場に立った医療を実践する医師としての人格を涵養し、患者から人間としても信頼される思いやりの心を持った謙虚な医療人となり、患者と一体となって、患者中心・患者本位の全人的医療の推進に努める。
- （４）患者の人格と権利を尊重する。基本的人権の尊重に努め、自らはプロフェッショナルの一人として責任を自覚する。
- （５）医師（歯科医師）のみで医療は完結しないことを自覚し、病院内の各職種・各職員と連携を密にし、チーム医療の推進に努める。その上で将来のチーム医療の担い手として、率先して責任ある行動を行う方法を学習する。
- （６）生涯を通じて教育・学習を続ける態度と習慣を育て、高度の医療技術の修得に努める。後輩を育成することによって、自らが学ぶことが多いことも理解すること。
- （７）東濃地域の基幹病院である県立多治見病院は、地域医療への関わりが重要である。地域医療に関心をもち、地域住民の健康の保持、疾病の予防から社会復帰に至る医療全般の責任を有することを自覚し行動する。
- （８）医療の公共性を理解し、全体の奉仕者として、常に公平な職務の執行に当たる。

IV. 臨床研修病院としての特徴

- （１）当院は、岐阜県東濃地域の中核病院として、一般医療のほか、高度・特殊・先駆的医療をはじめとする医療を提供するとともに、救命救急センターや臨床研修指定病院、災害拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院などとして、県民医療の確保や地域の医療水準向上に大きな役割を果たしている。中でも救命救急センターは、重篤な傷病者に対する救命医療を 24 時間体制で提供している。まさに県民医療における最後の砦の役割を担っている。
- （２）臨床研修指定病院として臨床研修に積極的に取り組んでおり、各分野に、多様な患者さんに対応できる

人材と医療資源が整備されている。

- (3) 救急医療は高度集中治療が必要な疾患を始め、豊富な臨床例を経験できる。
- (4) 臨床研修医制度が開始される以前より、名古屋大学、名古屋市立大学関連病院として、研修医の初期研修にかかわってきているため、新医師臨床研修制度においてもそのノウハウが生かされている。
- (5) 研修開始後直ぐに行われるオリエンテーション、BLS／ACLSの本格的な研修を始め、JPTEC（病院前外傷教育プログラム）を標準的に実施している。また、日常の臨床指導に加えて、多数の院内カンファレンス、レクチャー、院外研修が行われている。
- (6) 定期的に行われる臨床研修教育小委員会には、臨床研修医の代表者も参加して、臨床研修運営の細かな調整や管理が行われている。
- (7) その他医療安全管理委員会や感染対策委員会などにも、臨床研修医の代表者が参加し、教育の一環として行っている。
- (8) 本研修プログラムを修了した研修医は、当院の後期臨床研修プログラムに進むことができる。

：岐阜県立多治見病院臨床研修プログラム

I. プログラムの名称 岐阜県立多治見病院臨床研修プログラム

II. プログラムの目的と特徴

将来の専攻希望の診療科の如何に関わらず、プライマリケアを中心として、全ての臨床医に求められる基礎的能力を身につけることを目的とした必修科目の研修と、将来の専攻希望科を選択できる研修から成る、計2年間の研修プログラムである。本プログラムでは「各科共通ローテーション研修目標」を修得することにより総合診療方式に於ける研修目標を達成できるものであり、2年間の研修後は将来の専攻希望科の学会認定医又は専門医の資格を得ることを想定している。

2年間の研修期間では、いたずらに医療技術を習得することのみに目を奪われることなく、患者とその家族との間に適切な人間関係を確立すること、他の医師、職員との間に信頼関係を築いて医療に当たれること、医療費負担、社会福祉サービスを含め患者の性格について十分理解した上で「患者の立場に立って」医療に当たれる能力を身につけることも重要な目標である。

III. プログラムの到達目標

GIO（一般目標：general instructive objective）

岐阜県立多治見病院研修理念に則り、患者の気持ちを常に思いやる習慣を身につけるとともに、医師として必要なプライマリケアの基本的な診療能力や救急医療や外科系・内科系に渡る幅広い知識や技能を習得する。

SB0（個別行動目標：specific behavioral objective）

A. 基本姿勢

- 1. 他の職種のスタッフとの良好な人間関係を築き、質の高いチーム医療が実践できる。
- 2. インフォームドコンセントの本質的な姿勢を身につけ、患者および家族との信頼関係を確立できる。
- 3. 問題リストを作成しその解決に向けた適切な思考を行うことができる。
- 4. 各種ガイドラインに精通し、EBMを実践できる。
- 5. 自らが知り得た貴重な知見をカンファレンスや学術集会で積極的に発信することができる。
- 6. 地域医療について理解し実践できる。
- 7. 手技のリスクを把握し、常に安全に手技を遂行するための方策を考える姿勢を身につける。

B. 診察・検査・手技

1. 正確な病態把握に必要な身体所見を確実にとり、それを正確に記載できる。
2. 疾患・病態に応じた適切な検査・治療法が選択できる。
3. 基本的な検査や手技については、積極的に経験し研修期間内に習得する。
4. 診療録や各種診断書、情報提供書などの医療記録を適切に記載できる。

LS（学習方略：learning strategy）

A. ローテーションプログラム

1. プログラムに参加する科：病院内全ての科
2. 研修期間
 - 1 年次 内科系 20 週以上、外科系 12 週以上、小児科 4 週以上、
救急部門 1 年次 1 週目から 2 年次 4 週目の間で 12 週以上
 - 2 年次 内科系・産婦人科・精神科・地域医療を最低 4 週
 - ① 内科系は、消化器・循環器・呼吸器・腎臓・血液・内分泌・神経内科から選択できる。緩和ケア内科は、2 年次の選択とする。
 - ② 外科系は、一般外科及び整形外科を最低 4 週選択し、他は形成外科・心臓外科・血管外科・脳神経外科・消化器外科・呼吸器外科・乳腺内分泌外科・泌尿器科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・放射線診断科から選択できる。
 - ③ 1 年次に整形外科を必ず選択する。また脳神経外科・神経内科のうちいずれかを必ず選択する。
 - ④ 産婦人科は希望により 1 年目に選択してもよい。その場合は内科系を 1 年目 16 週以上、2 年目に 8 週以上選択する。
 - ⑤ 一般外来研修は、小児科及び地域医療において合計 4 週以上の研修を行う。
 - ⑥ 地域医療は、国民健康保険上矢作病院（4 週）または与論徳州会病院（8 週）を 2 年次に選択する。
午前中に外来診療を行い、午後は外来診療・病棟回診及び訪問診療を行い、一般外来と在宅医療を経験する。
 - ⑦ 自由選択で、麻酔科を選択した場合、名古屋大学医学部附属病院での麻酔科研修（4 週以上 12 週以内）を 2 年次に選択することができる。
 - ⑧ 岐阜県赤十字血液センターが実施する献血に同行し、実務研修を経験する。
 - ⑨ ①・②に規定する診療科以外の診療科については自由選択とする。

※代表的なスケジュールは下記のとおり

【プログラム例①】

1 年 次	内 科 系 20 週以上					小児科 4 週以上	救 急 部 門 12 週以上	外 科 系 12 週以上
2 年 次	内科系 4 週	地域医療 4 週	産婦人科 4 週	精神科 4 週	麻酔科 4 週	自 由 選 択 32 週間		

【プログラム例②】

1 年 次	内 科 系 20 週以上					小児科 4 週以上	外 科 系 12 週以上	救 急 部 門 12 週以上
2 年 次	内科系 4 週	地域医療 4 週	産婦人科 4 週	精神科 4 週	麻酔科・救急科 12 週	病理 診断 1 週	自 由 選 択 23 週間	

B. 分野ごとの研修

1. 各分野での研修はその分野ごとに作成されたプログラムに従って研修を行うことを原則とするが、研修医の希望もプログラムに反映させる。
2. 先輩研修医・上級医・指導医・部長などによる屋根瓦方式の体制で指導を行う。
3. 症例ごとにその担当医の一員となり、症例直結型の研修を通して疾患の理解を深めると同時に適切な診療態度を身につける。
4. 基本的な検査や手技に関しては、指導医の指導のもと積極的に参加し、プライマリケアの基本的知識・技術・態度を身につける。
5. 自ら経験した症例等について、院内のカンファレンスや院外の研究会・学会で積極的に発表することで、論理的・科学的な思考過程を身につけるとともに、プレゼンテーションスキルの向上に努める。
6. 外来診療の研修を行う機会を積極的に設ける。

C. レクチャー・カンファレンス・研修会

1. レクチャー（オリエンテーション）

- ・院長講話（病院長）
- ・診療報酬制度とDPCについて（診療報酬委員長）
- ・医療人としての基本的姿勢・態度（臨床研修センター長）
- ・プロフェッショナリズム（臨床研修センター長）
- ・予防医学について（臨床研修センター長）
- ・臨床倫理について（臨床研修センター長）
- ・医療安全について（医療安全管理委員長）
- ・感染対策について（感染管理認定看護師）
- ・医療関連法規と医療保険制度（事務）
- ・情報セキュリティについて（システム管理担当）
- ・東濃地域における当院の機能と役割（医事課長）
- ・診療科部長講義（各診療科の長）
- ・メディカルスタッフ講義（各メディカルスタッフ部門の長）
- ・先輩研修医からの助言（2年目研修医）

2. 実習

- ・採血注射実習（感染管理認定看護師）
- ・縫合トレーニング（形成外科部長）
- ・BLS・ACLS研修（麻酔科部長）
- ・JPTEC研修（麻酔科部長）
- ・救急外来当直実習（各上級医）
- ・シミュレーターを用いた内視鏡実習（消化器内科指導医）＊消化器内科ローテ時
- ・剖検見学（病理診断科部長）
- ・臨床検査科での検査研修（臨床検査科技師長）＊病理診断科ローテ時
- ・中央放射線部での造影研修（中央放射線部技師長）＊当番制（医科は1年次のみ、歯科は2年次も）
- ・職員に対するワクチン接種（衛生委員長）

3. カンファレンス

- ・各科症例検討会（1回／週）
- ・各科抄読会（1回／週）
- ・C P C（5回／年）（初期研修修了までに1回症例を提示）
- ・総合診療教育カンファレンス（1回／月）
- ・総合内科診療教育研修（1回／月）
- ・救急外来カンファレンス（2回／月）

4. 委員会

- ・臨床研修管理委員会（3回／年）
- ・臨床研修教育小委員会（毎月第1月曜日）
- ・医療安全管理委員会（毎月第2水曜日）
- ・感染対策委員会（毎月第3水曜日）
- ・救命救急センター運営委員会（1回／月）
- ・医療連携推進委員会（3回／年）

5. 研修会・勉強会

- ・臨床研修医指導講習会（各科の部長・毎月第3木曜日）
- ・研修医早朝勉強会（各科の医師・毎月第2金曜日）
- ・E R 検査勉強会（1回／月）
- ・初期研修医セミナー（外部講師・1回／年）
- ・医療安全講演会（2回／年）
- ・感染対策教育講演会（2回／年）
- ・東濃D P C 研究会（1回／年）

6. その他

- ・研修医ミーティング（毎月第3木曜日）
- ・緩和ケア研修会（初期研修修了までに1回必修）
- ・災害対策訓練（1回／年）
- ・院長面談（1回／年）＊対象：2年目研修医全員
- ・臨床研修センター長面談（2回／年）＊対象：研修医全員

EV（評価：evaluation）

- 指導医は担当する診療科での研修期間中、研修目標の達成状況を適宜把握する。
- 研修医の評価は、指導医による評価だけでなく、医療指導者による360度評価を行う。また、研修医、医療指導者による指導医の評価を行う。
 - ・自己評価：ローテート終了後、各科評価表(EP0C2)に自己評価を入力する。
 - ・指導医による評価：各科評価表に指導医評価を記入する。
 - ・医療指導者による評価：メディカルスタッフ評価表に評価を記入する。
 - ・レポート：研修医は経験した症例について、病歴要約レポートを作成し、指導医に提出する。指導医はレポートの内容を確認し、フィードバックを行う。
 - ・研修医による指導医評価：指導評価表を用いて評価する。
- プログラム責任者は研修医の目標到達状況を適宜把握し、研修医が終了時までに到達目標を達成できるよう調整を行うとともに、臨床研修管理委員会に研修目標の達成状況を報告する。
 - ・臨床研修センターの事務担当者は、提出された評価表の内容をEP0C2に入力し、目標達成状況を把握する。

IV. プログラムの責任者と施設の概要

(1) プログラム責任者名： 循環器内科部長兼臨床研修センター長 堀部 秀樹

(2) プログラムに参加する科： 病院内全ての科

(3) 研修基幹施設の概要

① 病 院 名 岐阜県立多治見病院

所 在 地 〒507-8522 多治見市前畑町 5 丁目161番地 ☎ 0572-22-5311

病 院 長 名 近藤 泰三

② 診 療 科

内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、リウマチ科、精神科、神経内科、呼吸器内科、小児科、新生児内科、緩和ケア内科、外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓外科、血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線治療科、放射線診断科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科、臨床検査科、救急科 (35科)

③ 許可病床数

570床 (一般509床、結核 13床、精神 42床、感染症6床)

④ 病院の沿革・概要

昭和14年9月8日開設。岐阜県東濃地区診療圏の基幹病院として、施設・医療機器の整備、充実や医療スタッフの強化に努めている。

また、平成2年に救命救急センター(20床)、平成9年にNICU(9床)、平成22年に緩和ケア病棟(20床)を開設、平成25年に高精度放射線治療機(ノバリスTx)を開始するなど地域に根ざした医療を目指している。

⑤ 各科病床数

診 療 科	病 床 数	診 療 科	病 床 数	診 療 科	病 床 数
内科 (含 結核)	215	整形外科	52	耳鼻いんこう 科	13
緩和ケア 内科	19	形成外科	5	リハビリテーション科	—
精神科	42	脳神経外科	23	歯科口腔外科	7
神経内科	21	麻酔科	1	救命救急 センター	20
小児科	39 (NICU9 含む)	皮膚科	3	特別室	1
外科	43	泌尿器科	7	合 計	570
心臓外科	7	産婦人科	44		
血管外科	3	眼科	5		

⑥ 土地・建物

敷地面積：42,256.75 m²

建物面積 病院：57,004.59 m² 職員宿舎：1,344.60 m² 看護師宿舎：1,614.99 m²

保育所：581.00m²

建物面積計：60,545.18 m²

建物：中央診療棟(RC3階)、東病棟(RC7階)、中病棟(RC8階)、西病棟(RC8階)、MR I 棟、エネルギー棟、放射線治療棟、研修医宿舎、保育所 他

⑦ 主な設備

ICU、CCU、X線CT装置、MRI装置、心臓血管撮影装置、連続血管撮影装置、RI検査装置(PET/CT、SPECT)、乳房撮影装置、結石破碎装置、X線テレビ装置、X線骨密度測定、装置、一般撮影装置、歯科用撮影装置、X線ポータブル撮影装置、高精度放射線治療機(ノバリスTx、True Beam)、治療計画用CT装置

⑧ 専門医(認定医)教育病院等学会の指定状況

- ・日本内科学会認定医制度教育病院
- ・日本血液学会認定血液研修施設
- ・日本内分泌学会内分泌代謝科認定教育施設
- ・日本糖尿病学会認定教育施設
- ・日本リウマチ学会教育施設
- ・日本精神神経学会精神科専門医制度研修施設
- ・日本老年精神医学会認定施設
- ・日本総合病院精神医学会一般病院連携精神医学専門医研修施設
- ・日本神経学会専門医制度教育施設
- ・日本呼吸器学会認定施設
- ・日本呼吸器内視鏡学会気管支鏡専門医制度認定施設
- ・日本感染症学会連携研修施設
- ・日本消化器病学会認定施設
- ・日本消化器内視鏡学会指導施設
- ・日本腎臓学会認定教育施設
- ・日本胆道学会指導施設
- ・日本肝臓学会認定施設
- ・日本循環器学会認定循環器専門医研修施設
- ・日本心血管インターベンション治療学会研修施設
- ・日本高血圧学会専門医認定施設
- ・日本不整脈心電学会認定不整脈専門医研修施設
- ・日本小児科学会小児科専門医研修施設
- ・日本周産期・新生児医学会周産期・新生児専門医の暫定研修施設
- ・日本外科学会専門医制度修練施設
- ・日本消化器外科学会専門医修練施設
- ・日本肝胆膵外科学会肝胆膵外科高度技能専門医修練施設B
- ・日本乳癌学会認定医・専門医制度認定施設
- ・日本内分泌外科学会内分泌・甲状腺外科専門医制度認定施設

- ・心臓血管外科専門医認定機構基幹施設
- ・日本整形外科学会専門医制度研修施設
- ・日本形成外科学会認定医研修施設
- ・日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会エキスパンダー実施施設・インプラント実施施設
- ・日本熱傷学会熱傷専門医認定研修施設
- ・日本脳神経外科学会専門医訓練場所
- ・日本脳卒中学会研修教育病院認定
- ・日本脳ドック学会認定脳ドック施設
- ・呼吸器外科専門医合同委員会関連施設認定
- ・日本麻酔科学会麻酔科認定病院
- ・日本皮膚科学会認定専門医研修施設
- ・日本泌尿器科学会専門医教育施設
- ・日本産科婦人科学会専門医制度専攻医指導施設
- ・日本眼科学会専門医制度研修施設
- ・日本耳鼻咽喉科学会専門医研修施設
- ・日本臨床腫瘍学会認定研修施設
- ・日本がん治療認定医機構認定研修施設
- ・日本口腔外科学会専門医制度研修機関
- ・日本病理学会研修認定施設B
- ・日本臨床細胞学会施設認定
- ・日本救急医学会救急科専門医指定施設
- ・日本医療薬学会認定薬剤師制度研修施設
- ・日本医療薬学会がん専門薬剤師認定制度研修施設
- ・日本医療薬学会薬物療法専門薬剤師認定制度研修施設
- ・日本静脈経腸栄養学会NST稼働施設
- ・日本臨床衛生検査技師会精度保証認証施設
- ・日本作業療法士協会作業療法士臨床実習指導施設
- ・日本医学放射線学会放射線科専門医修練機関
- ・認定臨床微生物検査技師制度協議会研修施設

⑨ 医療機関の指定

- ・保険医療機関
- ・労災保険指定医療機関
- ・指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）
- ・身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関
- ・応急入院指定病院
- ・精神保健指定医の配置されている医療機関
- ・生活保護法指定医療機関
- ・結核指定医療機関
- ・原子爆弾被爆者一般疾病医療機関
- ・第二種感染症指定医療機関

- ・公害医療機関
- ・母体保護法指定医の配置されている医療機関
- ・地域医療支援病院
- ・災害拠点病院（地域災害医療センター）
- ・救命救急センター
- ・臨床研修施設（医師法・歯科医師法）
- ・地域がん診療連携拠点病院
- ・エイズ治療拠点病院
- ・特定疾患治療研究受諾病院
- ・DPC対象病院
- ・小児慢性特定疾患治療研究受諾病院
- ・地域周産期母子医療センター
- ・救急告示病院
- ・養育医療指定医療機関
- ・特定給食施設

（４）プログラム参加施設

- 〔協力型臨床研修病院〕 名古屋大学医学部附属病院
- 〔臨床研修協力施設〕 国民健康保険上矢作病院、医療法人徳洲会与論徳洲会病院、
岐阜県赤十字血液センター

V. 研修医の指導にあたる者

- （１）指導医：担当分野の研修期間中、研修医ごとの研修目標達成状況を把握し、研修医に対する指導と評価を行う。
- ＊指導医は７年以上の臨床経験を有する常勤の医師で、臨床研修指導医講習会を受講している者
- （２）上級医：臨床の現場で、指導医の下で研修医に対する指導を行う。
- （３）医療指導者：当該部門に関わる研修医の指導と評価を行う。
- （４）指導医は、研修医及び医療指導者（主に病棟師長）による評価を受ける。

VI. 臨床研修管理委員会

（１）岐阜県立多治見病院臨床研修管理委員会

- 構成メンバー：プログラム責任者、事務部門の責任者、協力施設の研修実施責任者、有識者、指導医、上級医、メディカルスタッフ部門の長、研修医、事務
- 役割：
- ・研修プログラムの作成方針の決定。各研修プログラム間の相互調整等。
 - ・研修医の募集、他施設への出向、研修医の研修継続の可否、研修医の処遇、研修医の健康管理。
 - ・研修目標の達成状況の評価、臨床研修終了時及び中断時の評価。
 - ・採用時における研修希望者の評価。
 - ・研修後及び中断後の進路について、相談等の支援を行う。

（２）岐阜県立多治見病院臨床研修教育小委員会

構成メンバー： 臨床研修センター長、指導医、後期研修医、研修医、事務

役割： 臨床研修管理委員会の下、下記事項を審議、推進する。

- ・研修プログラムに関すること。
- ・研修計画の作成に関すること。
- ・研修の評価に関すること。
- ・その他研修に関すること

(3) 岐阜県立多治見病院臨床研修評価委員会

構成メンバー： 臨床研修センター長、指導医、事務

役割： ・研修医の評価。

- ・研修目標達成のための検討。

VII. 定員・募集及び採用の方法

1 年次 1 2 名。臨床研修マッチングシステムに参加。

選考方法： 面接試験・小論文等による

VIII. 勤務時間及び休暇

原則として午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までであるが、状況に応じてより長時間の研修に当たることが望ましい。受持ち患者の手術や重症に陥った場合などは上記勤務時間以外も研修の必要がある。当直は 5 ～ 6 回／月程度ある。

休暇は、「地方独立行政法人岐阜県立多治見病院常勤職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」に定められたとおりとする。

IX. 臨床研修の修了基準・修了認定

(1) 病院長は、臨床研修管理委員会が行う研修医の評価を受けて、研修修了証を交付する。

研修期間終了時の評価は、総括的評価により行う。

- ・ 研修医の研修期間の終了に際し、プログラム責任者は、臨床研修管理委員会に対して研修医ごとの臨床研修の目標の達成状況を報告し、その報告に基づき、臨床研修管理委員会は研修の修了認定の可否についての評価を行う。
- ・ 評価は、研修実施期間の評価及び臨床研修の目標の達成度の評価（経験目標等の達成度の評価及び臨床医としての適正の評価）に分けて行う。臨床研修の修了基準は以下の通りとする。

ア．研修実施期間の評価

- ① 研修期間2年間を通じ休止期間が90日以内（病院にて定める休日は除く）であること。
- ② 研修休止の理由として認めるものは、傷病、妊娠、出産、育児、キャリア形成のため、その他プログラム責任者により正当と認められた理由（研修プログラムで定められた年次休暇を含む）であること。

イ．臨床研修の到達目標の達成度の評価

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の研修医評価票Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、を勘案して作成される「臨床研修の目標の達成度判定票」を用いて、到達目標の達成状況について評価する。

- Ⅰ．「A. 医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）」に関する評価
- Ⅱ．「B. 資質・能力」に関する評価
- Ⅲ．「C. 基本的診療業務」に関する評価

また、インターネットを用いた評価システムにおいて以下の基準を達成しなければならない。
 経験すべき症候（29症候）、経験すべき疾病・病態（26疾病・病態）について病歴要約レポートが
 全て提出され、評価を受けていること。

ウ．臨床医としての適正の評価

- ① 安心、安全な医療の提供ができること。
- ② 法令・規則が遵守できること。

（2）病院長は、研修管理委員会による評価の結果を受けて、研修医が臨床研修を修了していると認めないときは、当該研修医に対して、その理由を付して、その旨を文書で通知する。

X. プログラム終了後のコース

内科領域・外科領域及び精神科においては、当院を基幹病院とする専門研修プログラムでの採用（常勤職員）が可能であり、その他の診療科についても、名古屋大学等の連携病院として採用（常勤職員）が可能。

領域	当院が連携施設となる基幹病院		
内科	名古屋大学医学部附属病院	岐阜大学医学部附属病院	公立陶生病院
	小牧市民病院	春日井市民病院	
小児科	岐阜大学医学部附属病院	名古屋市立大学病院	岐阜県総合医療センター
外科	名古屋大学医学部附属病院	富山大学附属病院	公立陶生病院
整形外科	名古屋大学医学部附属病院	安城更生病院	
形成外科	名古屋大学医学部附属病院		
脳神経外科	名古屋大学医学部附属病院		
麻酔科	名古屋大学医学部附属病院	名古屋市立大学病院	
皮膚科	名古屋大学医学部附属病院		
泌尿器科	名古屋大学医学部附属病院		
産婦人科	名古屋大学医学部附属病院		
眼科	名古屋大学医学部附属病院		
耳鼻咽喉科	名古屋大学医学部附属病院		
放射線科	名古屋大学医学部附属病院		
病理診断科	名古屋大学医学部附属病院	名古屋市立大学病院	
救急科	岐阜大学医学部附属病院		

XI. 処遇

- | | | |
|------------------|---|---|
| （1）身 | 分 | 岐阜県立多治見病院常勤医師 |
| （2）報 | 酬 | 年額 1年次 約 7,950,000円（当直料月平均6回）
2年次 約 8,930,000円（当直料月平均6回） |
| （3）宿 舎 ・ 研 修 医 室 | | 宿舎あり・病院内に研修医室あり |
| （4）食 | 事 | 職員食堂あり |
| （5）社会保険・労働保険 | | 地方職員共済組合 国家・地方公務員災害補償 雇用保険加入 |
| （6）健 康 管 理 | | 健康診断：年2回 |

その他：肝炎、麻疹、風疹、水痘、ムンプス抗体検査、インフルエンザ予防接種等

(7) その他 医師賠償責任保険の適用あり

外部の研修活動に関する事項：学会・研究会への参加可、費用負担有（条件あり、年2回）

研修プログラムに記載されている協力型病院、協力施設以外での診療（アルバイト診療）は禁止している

関連病院研修中の給与・身分保障は、岐阜県立多治見病院の規定による

〒507-8522 岐阜県多治見市前畑町5丁目161番地
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院
事務局 総務課 管理調整担当
☎ 0572-22-5311